第八十四条第二項第二号中「民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第百七十二条第一項の規定による決定の謄本及び当該決定の確定についての証明書並びに」を削り、同項に次の一号を加える。

三　法第百三十六条第一号に該当することを理由として子の返還の代替執行を求めるときは、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第百七十二条第一項の規定による決定の謄本及び当該決定の確定についての証明書

第八十五条を次のように改める。

第八十五条　削除

第八十六条第一項中「子の返還の代替執行の」の下に「手続における民事執行法第百七十一条第一項の規定による」を加え、同条第二項中「解放実施」を「法第百四十条第一項において準用する民事執行法第百七十五条第一項又は第二項に規定する子の監護を解くために必要な行為（以下「解放実施」という。）」に改める。

第八十七条の見出し中「債権者等の協力等」を「外務大臣との協議」に改め、同条第一項及び第三項から第六項までを削り、同条第二項を同条とする。

第八十九条を次のように改める。

第八十九条　削除

第九十条を削り、第九十一条を第九十条とし、第二章に次の一条を加える。

（民事執行規則の準用等）

第九十一条　民事執行規則第百五十八条の規定は解放実施を求める旨の申立書について、同規則第百五十九条の規定は法第百四十条第一項において準用する民事執行法第百七十五条第三項の申立てについて、同規則第百六十条の規定は法第百四十条第一項において準用する民事執行法第百七十五条第六項の申立てについて、同規則第百六十一条から第百六十四条までの規定は解放実施について準用する。この場合において、同規則第百五十八条第一項第五号中「法第百七十五条第三項」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）第百四十条第一項において準用する法第百七十五条第三項」と、同項第六号及び第二項第四号並びに同規則第百六十条第一項中「法第百七十五条第六項」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百四十条第一項において準用する法第百七十五条第六項」と、同規則第百五十八条第二項中「法第百七十四条第一項第一号」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百三十五条第一項に規定する子の返還の代替執行の手続における法第百七十一条第一項」と、同項第三号及び同規則第百五十九条第一項中「法第百七十五条第三項」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百四十条第一項において準用する法第百七十五条第三項」と、同規則第百六十一条第一項中「債権者及び」とあるのは「返還実施者、債権者及び国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百四十条第一項において準用する」と、同条第三項中「人事訴訟法（平成十五年法律第百九号）第三十四条第一項若しくは第二項又は家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第五十八条第一項若しくは第二項（同法第九十三条第一項及び第二百五十八条第一項」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第七十九条第一項又は第二項（同法第百七条第一項」と、「第六十条第一項（同法第九十三条第一項及び第二百五十八条第一項」とあるのは「第八十一条第一項（同法第百七条第一項」と、同条第四項中「協力」とあるのは「協力又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則（平成二十五年最高裁判所規則第五号）第八十七条の規定による協議」と、同規則第百六十二条中「次条」とあるのは「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則第九十一条第一項において準用する第百六十三条」と、同規則第百六十三条第三号中「債権者又はその代理人が法第百七十五条第九項」とあるのは「返還実施者、債権者又は国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百四十条第一項において準用する法第百七十五条第六項の代理人が国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第百四十条第一項において準用する法第百七十五条第九項」と読み替えるものとする。

2　解放実施を求める旨の申立書には、返還実施者の氏名、生年月日及び住所並びに日本国内における居所及び連絡先を記載し、子の生年月日を証する書類の写しを添付しなければならない。

第九十四条中「家事事件手続法」の下に「（平成二十三年法律第五十二号）」を加える。

（企業担保権実行手続規則の一部改正）

第三条　企業担保権実行手続規則（昭和三十三年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

第三条を次のように改める。

第三条　削除

第二十二条の二中「第三十二条」を「第三十一条の二、第三十二条」に改め、「を除く。）」の下に「、第五十一条の七」を加え、「第三十八条第一項及び第三項から第六項まで」を「第三十一条の二、第三十八条第七項及び第五十条第四項中「差押債権者」とあるのは「実行の申立てをした債権者」と、同規則第三十八条第一項、第三項から第五項まで及び第七項」と改める。

（執行官の手数料及び費用に関する規則の一部改正）

第四条　執行官の手数料及び費用に関する規則（昭和四十一年最高裁判所規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の三第一項中「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）第百四十条第一項又は第二項」を「民事執行法第百七十五条第一項又は第二項（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律（平成二十五年法律第四十八号）第百四十条第一項において準用する場合を含む。）」に改め、同条第二項中「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則（平成二十五年最高裁判所規則第五号）第八十九条第二号又は第三号」を「民事執行規則第百六十三条第二号又は第三号（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律による子の返還に関する事件の手続等に関する規則（平成二十五年最高裁判所規則第五号）第九十一条第一項において準用する場合を含む。）」に改める。

第三十五条中「第百六十一条第五項」を「第百六十一条第六項」に改める。

（民事訴訟費用等に関する規則の一部改正）

第五条　民事訴訟費用等に関する規則（昭和四十六年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

第八条の二の次に次の一条を加える。

（債務者の財産に関する情報の提供に係る報酬等の額）

第八条の三　法第二十八条の三の報酬及び必要な費用の額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

一　民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二百七条第一項第一号に規定する事項について情報の提供をした場合　二千円

二　民事執行法第二百七条第一項第二号に規定する事項について情報の提供をした場合　二千円

別表第二の五の項ロ中「（昭和五十四年法律第四号）」を削る。